

令和5年4月1日要領第10号

国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所
院内がん登録全国収集データの提供申請に関する書式及び事務手数料に係る要領

(書式)

第1条 国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所院内がん登録全国収集データ提供規程(令和5年規程第25-5号、以下「規程」という。)第4条第3項に関する各書類の書式については、別紙1及び各種様式のとおりとする。

(事務手数料)

第2条 規程第12条に関する事務手数料については、別紙2のとおりとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、データの提供申請に関し必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。